日 調 連 発 第 4 号
平 成 2 2 年 4 月 1 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士法施行規則第 39 条の 2 の規定による調査における
個人情報の保護に関するガイドラインについて（通知）

平成 20 年 12 月 1 日付けの土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令のうち、土地家屋調査士法施行規則第 39 条の 2 については、本日から施行されております。

本規定は、法務局又は地方法務局の長が、法又は法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について、保有する登記申請書その他の関係資料の調査を土地家屋調査士会に委嘱することができ、委嘱を受けた土地家屋調査士会は、調査結果を報告しなければならないとするものです。

同施行規則第 39 条の 2 の規定による調査の実施においては、個人情報の適正な取扱いが求められることから、今般、法務省民事局民事第二課長から当職あてに、調査の委嘱を受ける土地家屋調査士会及び調査に従事する土地家屋調査士が調査に当たって遵守すべき基本的事項を定めたガイドラインについて、別添のとおりとする旨の通知が届いております。

つきましては、貴会所属会員に本ガイドラインを周知していただくとともに、調査の適正な実施が確保されるよう指導方配意願います。

法務省民二第８８７号
平成２２年４月１日

日本土地家屋調査士会連合会会長　松岡　直武　殿

法務省民事局民事第二課長　小野瀬　厚

土地家屋調査士法施行規則第３９条の２の規定による調査における個人情報の保護に関するガイドラインについて（通知）

土地家屋調査士法施行規則第３９条の２の規定による調査を実施するに当たり，個人情報の保護の重要性にかんがみ，別添のとおり，調査の委嘱を受ける土地家屋調査士会及びその下で調査に従事する土地家屋調査士が当該調査に当たって遵守すべき基本的事項を定めましたので，通知します。

つきましては，別添の内容について各土地家屋調査士会及びその会員に周知していただくとともに，当該調査の適正な実施が確保されるよう特段の御配意をお願いします。

土地家屋調査士法施行規則第３９条の２の規定による調査における個人情報の保護に関するガイドライン

（目的）

このガイドラインは，個人情報の保護の重要性にかんがみ，土地家屋調査士法施行規則第３９条の２の規定による調査（以下，単に「調査」という。）の委嘱を受ける土地家屋調査士会（以下「会」という。）及びその下で調査に従事する土地家屋調査士が調査に当たって遵守すべき基本的事項を定めることにより，調査における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

1　会及びその下で調査に従事する土地家屋調査士は，土地家屋調査士法施行規則第３９条の２第３項及び個人情報に関する法令を遵守し，委嘱元の法務局又は地方法務局の保有する関係資料に記載され，又は記録された個人情報の保護に努めるものとする。また，調査の終了後も，同様とする。

2　会は，その下で調査に従事する土地家屋調査士に対し，必要，かつ，適切な指導を行い，また，研修等を通じて，委嘱元の法務局又は地方法務局の保有する関係資料に記載され，又は記録された個人情報の保護の徹底を図るものとする。

3　会及びその下で調査に従事する土地家屋調査士は，調査に従事する間，委嘱元の法務局又は地方法務局の保有する関係資料に記載され，又は記録された個人情報を適正に取り扱うため，当該個人情報への不正アクセスや当該個人情報の紛失，破壊，改ざん及び漏えい等の防止に関する適切な措置を講ずるものとする。

4　会及びその下で調査に従事する土地家屋調査士は，調査に従事した際に知り得た個人情報については，委嘱元の法務局又は地方法務局への報告以

外の目的のために利用しないものとする。また，調査の終了後も，同様とする。

5　会及びその下で調査に従事する土地家屋調査士は，調査に従事した際に知り得た個人情報については，委嘱元の法務局又は地方法務局以外の者に提供しないものとする。また，調査の終了後も，同様とする。

6　会及びその下で調査に従事する土地家屋調査士は，委嘱元の法務局又は地方法務局の保有する関係資料に記載され，又は記録された個人情報を調査場所から持ち出さないものとし，調査の終了時には，報告書を作成するために必要な範囲で作成したメモを含め，調査に係る委嘱元の法務局又は地方法務局の保有する関係資料の全部を当該法務局又は地方法務局に確実に返却するものとする。

7　会は，報告書の作成に際し，委嘱元の法務局又は地方法務局から上記6のメモの貸与を受けることができるが，報告書の報告後は，当該メモを当該法務局又は地方法務局に速やかに返却するとともに，報告書の原議を始め，報告書を作成するために作成した一切の資料のうち，個人情報にわたる部分を確実に廃棄するものとする。

8　会は，委嘱された調査を再委嘱しないものとする。

9　調査に際し，不測の事態が生じた場合には，会は，速やかに事実関係を調査の上，委嘱元の法務局又は地方法務局に報告するものとする。